

令和6年度

1月補正予算の概要

(1月7日専決分)

八代市

令和6年度1月補正予算（1月7日専決分）

（単位：千円）

会 計 名	補 正 前 の 額	補 正 額	計	前年同期比
一 般 会 計 （ 第 13 号 ）	72,255,800	670,000	72,925,800	8.3%
特 別 会 計	34,640,468	0	34,640,468	0.9%
企 業 会 計	8,257,326	0	8,257,326	4.6%
合 計	115,153,594	670,000	115,823,594	7.5%

【歳 入】

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	15,657,159		15,657,159
2 地 方 譲 与 税	681,000		681,000
3 利 子 割 交 付 金	3,000		3,000
4 配 当 割 交 付 金	61,000		61,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	42,000		42,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金	234,000		234,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金	3,154,000		3,154,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	8,100		8,100
9 環 境 性 能 割 交 付 金	71,000		71,000
10 地 方 特 例 交 付 金	705,000		705,000
11 地 方 交 付 税	16,882,753		16,882,753
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	14,568		14,568
13 分 担 金 及 び 負 担 金	281,596		281,596
14 使 用 料 及 び 手 数 料	764,872		764,872
15 国 庫 支 出 金	12,700,184	670,000	13,370,184
16 県 支 出 金	7,265,726		7,265,726
17 財 産 収 入	88,938		88,938
18 寄 附 金	2,232,775		2,232,775
19 繰 入 金	1,589,748		1,589,748
20 繰 越 金	1,382,866		1,382,866
21 諸 収 入	1,350,215		1,350,215
22 市 債	7,085,300		7,085,300
歳 入 合 計	72,255,800	670,000	72,925,800

【歳 出】

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費	366,790		366,790
2 総 務 費	8,312,666		8,312,666
3 民 生 費	27,063,607	670,000	27,733,607
4 衛 生 費	5,365,703		5,365,703
5 農 林 水 産 業 費	4,385,597		4,385,597
6 商 工 費	2,286,639		2,286,639
7 土 木 費	5,964,394		5,964,394
8 消 防 費	3,032,345		3,032,345
9 教 育 費	6,040,687		6,040,687
10 災 害 復 旧 費	965,358		965,358
11 公 債 費	7,400,217		7,400,217
12 諸 支 出 金	1,051,797		1,051,797
13 予 備 費	20,000		20,000
歳 出 合 計	72,255,800	670,000	72,925,800

一般会計補正予算

(単位：千円)

款 補 正 額	主 要 事 項	特 定 財 源								
【民生費】 670,000	(1) 物価高騰重点支援給付金給付事業（非課税世帯） （重点支援給付金事業推進室） 物価高騰による負担増を踏まえ、特に物価高の影響を受ける低所得者（個人住民税非課税世帯）に対して、物価高騰重点支援給付金を支給するために必要な経費について補正するもの。 【給付額】 一世帯当たり3万円 【給付対象者】 基準日（令和6年12月13日）において、住民基本台帳に記録されている者であって、次に該当する世帯の世帯主 ・令和6年度個人住民税均等割が非課税である者のみで構成されている世帯 ※住民税均等割が課されている者の扶養親族のみで構成される世帯を除く 事務費：49,262千円 職員手当等（時間外手当等）： 583千円 需用費（印刷製本費等）： 583千円 役務費（郵便料等）： 5,690千円 委託料（支給業務委託等）： 42,406千円 給付費：570,000千円（19,000世帯×30千円） 【繰越明許費】 単位：千円<table><tr><th>事 項</th><th>限 度 額</th></tr><tr><td>物価高騰重点支援給付金給付事業（非課税世帯）</td><td>619,262</td></tr></table> (2) 物価高騰重点支援給付金給付事業（こども加算） （重点支援給付金事業推進室） 物価高騰による負担増を踏まえ、特に物価高の影響を受ける低所得者の子育て世帯（個人住民税非課税世帯）で扶養されている子に対して、物価高騰重点支援給付金を支給するために必要な経費について補正するもの。 【支給額】 18歳以下の子ども一人当たり2万円 【支給対象者】 基準日（令和6年12月13日）において、住民基本台帳に記録されている者であって、次に該当する世帯の世帯主 ・令和6年度個人住民税均等割が非課税である者のみで構成されている世帯で扶養されている18歳以下の子がいる世帯 事務費：738千円 需用費（印刷製本費等）： 115千円 役務費（郵便料等）： 623千円 給付費：50,000千円（2,500人×20千円） 【繰越明許費】 単位：千円<table><tr><th>事 項</th><th>限 度 額</th></tr><tr><td>物価高騰重点支援給付金給付事業（こども加算）</td><td>50,738</td></tr></table>	事 項	限 度 額	物価高騰重点支援給付金給付事業（非課税世帯）	619,262	事 項	限 度 額	物価高騰重点支援給付金給付事業（こども加算）	50,738	619,262 国庫支出金（臨）
事 項	限 度 額									
物価高騰重点支援給付金給付事業（非課税世帯）	619,262									
事 項	限 度 額									
物価高騰重点支援給付金給付事業（こども加算）	50,738									